

台風・豪雨に備えて

いざ! というときに取るべき行動を確認しましょう

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、災害リスクと取るべき行動を確認しましょう。以下のフローチャートを進めてください。

1.「清瀬市防災マップ・洪水ハザードマップ」で、自宅がある場所に色が塗られている

はい いいえ → 屋内で安全を確保しましょう
ただし、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は2へ進む。

2.水害などの災害の危険があるので、原則として自宅外に避難が必要

ただし、洪水ハザードマップで自宅に色が塗られていて、浸水の危険があっても、次のような場合は「屋内安全確保」ができます。

屋内安全確保ができる「3つの条件」

- ①家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
 - ②浸水深(浸水する深さ)より居室は高い
 - ③水がひくまで我慢でき、水・食料などの備えが十分
- ※清瀬市の家屋倒壊等氾濫想定区域は、河川に面しておおむね50～60m程度です。詳しくは防災防犯課にお問い合わせください。

3つの条件に当てはまらない → 3つの条件に当てはまる → 屋内で安全を確保しましょう

さまざまな避難先の検討

- ◆警戒レベル4避難指示が出たら、避難しましょう。
- ◆避難所だけが避難先ではありません。安全な場所に住んでいる親戚や知人宅、ホテル・旅館などの避難先を検討しましょう。
- ◆避難に時間を要する方(高齢者や障害のある方)は警戒レベル3高齢者等避難が出たら、避難しましょう。

例年7月から10月にかけて、日本に接近・上陸する台風が多くなります。令和元年の台風19号では広範囲に甚大な被害が発生しており、今後も台風・豪雨に対する備えが重要です。今一度、水害に備えましょう。☎防災防犯課防災防犯係☎042-497-1847

「清瀬市防災マップ・洪水ハザードマップ」は、市ホームページからも確認できます!

「清瀬市防災マップ・洪水ハザードマップ」は、市ホームページからも確認できます。しかし、災害が予想される際はホームページがつながりにくくなることも考えられます。いざというときに備え、PDF版をスマートフォンなどにダウンロードしておくことをお勧めします。詳しくはこちら



雨水浸透施設設置助成制度

雨水浸透施設は、集中豪雨や台風などによる浸水被害の軽減を図るとともに、地下水の地中への浸透を促進することで自然環境の保全に役立ちます。市は、雨水浸透施設(雨水浸透ます)を設置する方に対し、設置費用の一部を助成します。

【助成対象者】市内に一戸建て住宅・共同住宅・併用住宅(住宅部分が50㎡以上のものに限る)を所有する方(その他複数の要件あり)

【助成金額】限度額がありますのでお問い合わせください

【手続き方法】工事に係る契約を締結する前に清瀬市指定工事店へご相談ください ☎下水道課施設計画係☎042-497-2532



詳しくはこちら



第17回清瀬市政世論調査を実施

～市民の皆さんのご意見をお聞かせください～

市では、皆さんの生活環境に対する評価や市へのご要望、ご意見などを把握し、今後の市政に反映させるための資料として、無作為で抽出した18歳以上の市民1,000人の方を対象に3年に1度市政世論調査を行っています。

調査票が届きましたら回答にご協力ください。

【調査期間】7月3日(月)～19日(水)

☎シティプロモーション課プロモーション係☎042-497-1808

介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の令和5年度 納税通知書・決定通知書を発送

介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の令和5年度納税通知書・決定通知書を発送します。

下記発送日から1週間経っても届かない場合はお問い合わせください。

種別	対象	発送日	問合せ
介護保険料	清瀬市の介護保険の資格をお持ちの65歳以上の方	7月11日(木)	介護保険課管理係 ☎042-497-2079
	※年金天引きまたは口座振替での納付の方は「介護保険料額決定通知書」、納付書での納付の方は「介護保険料納入通知書」。		
国民健康保険税	清瀬市の国民健康保険加入者のいる世帯の世帯主	7月13日(木)	保険年金課国保係 ☎042-497-2048
後期高齢者医療保険料	清瀬市の後期高齢者医療制度の資格をお持ちの方	7月13日(木)	保険年金課高齢者保険係 ☎042-497-2050

◆介護保険料減免申請

所得段階が第2・3段階で世帯の収入額などの要件に該当した方
【申請方法】介護保険課窓口にある申請書に必要事項を記入し、直近3か月の収入が分かるもの、預貯金の額が確認できるすべての通帳、家賃支払額を確認できるものを添付して申請

【4月に遡った申請期限】7月31日(月)

東京都シルバーパス購入予定の方(70歳以上の方)

東京都シルバーパスを購入予定の方で、介護保険料の納入通知書(決定通知書)を所得確認資料として使用する予定の方は、通知書を紛失しないようご注意ください。

☎介護保険課管理係☎042-497-2079

◆国民健康保険税

納税義務者は住民票上の世帯主です。世帯主が加入してなくても、ご家族が加入している場合は世帯主宛に発送します。加入者について詳しくは納税通知書の9ページをご確認ください。

☎保険年金課国保係☎042-497-2048

◆後期高齢者医療保険料

保険料率は2年ごとに見直しされ、東京都内で均一です。

☎保険年金課高齢者保険係☎042-497-2050

後期高齢者医療制度 保険証・認定証を発送します

8月から保険証の負担割合が変更となる方には、新しい保険証を簡易書留で7月10日(月)に発送します。負担割合の変更がない方は現在の保険証をそのまま使用できます。

すでに認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証)をお持ちの方で、令和5年度も対象の所得区分に

該当する方には、7月下旬に新しい認定証を普通郵便で送付します。
※対象の所得区分等、詳しくは市のホームページを確認してください。

☎保険年金課高齢者保険係 ☎042-497-2050



詳しくはこちら

国民年金保険料の納付が困難な方へ

保険料の免除申請や納付猶予などの制度があります。

被保険者、その配偶者、世帯主、それぞれの方の所得を確認しますので、令和5年度の市・都民税の申告を済ませてから申請してください。

【制度の種類】①申請免除②納付猶予(50歳未満の被保険者)③退職特例の申請免除④学生納付特例【受付期間】①～③は7月3日から受付開始、④は受付中。

※新型コロナウイルス感染症の影響に伴う臨時特例の免除・納付猶予申請は令和5年6月分まで、学生納付特例申請は令和5年3月分まで申請可能です。

※上記については、マイナポータルから電子申請ができるようになりました。詳しくは日本年金機構またはマイナポータルホームページをご確認ください。

☎保険年金課年金係 ☎042-497-2049

今月の納期

◆固定資産税・都市計画税(第2期) ◆国民健康保険税(第1期) ◆後期高齢者医療保険料(第1期) ◆介護保険料(第1期) 7月31日(月)までに納めてください。